○国土交通省告示第千二百四十四号

鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成十三年国土交通省令第百五十一号）第百二十条の規定に基づき、特殊鉄道に関する技術上の基準を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年十二月一日

国土交通大臣　前田　武志

特殊鉄道に関する技術上の基準を定める告示の一部を改正する告示

特殊鉄道に関する技術上の基準を定める告示（平成十三年国土交通省告示第千七百八十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「浮上式鉄道」を「常電導磁気浮上式鉄道」に改め、「常電導吸引型磁気浮上・」を削り、同条第二項中「浮上式鉄道」を「常電導磁気浮上式鉄道」に改め、「場合は、」の下に「回生失効が生じないように」を加え、同条第三項及び第四項中「浮上式鉄道」を「常電導磁気浮上式鉄道及び超電導磁気浮上式鉄道」に改め、同条第五項中「及び第七項の規定は、浮上式鉄道について」を「の規定は常電導磁気浮上式鉄道について、同条第七項の規定は常電導磁気浮上式鉄道及び超電導磁気浮上式鉄道について、それぞれ」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　前二項に掲げるもののほか、超電導磁気浮上式鉄道の施設及び車両は、次の基準に適合するものでなければならない。

一　浮上装置及び案内装置の地上設備は、火災のおそれのないものであること。

二　動力発生装置の地上設備は、感電及び火災のおそれ並びに車両の走行に支障を及ぼすおそれのないものであること。

三　浮上装置、案内装置及び動力発生装置の地上設備その他保安上必要な設備を、雷害から保護するための設備が設けられていること。

四　動力発生装置は、車両の走行に必要な推進力及び制動力を有するものであること。

五　動力発生装置が故障した場合に使用するブレーキ装置は、車両の速度に応じ、所要の制動力を有するものであること。

六　車両の電源に給電する装置は、車両の走行に支障を及ぼすおそれのないものであること。

七　車両の構造及び材質は、車両の火災による浮上装置、案内装置及び動力発生装置の地上設備への延焼を防ぐことができるものであること。

八　車輪等は、車両を安全に支持、案内することができ、かつ、動作の状態にかかわらず、車両の走行に支障を及ぼすおそれのないものであること。

九　支持輪タイヤが接する地上設備の走行面に、所要の制動力を確保するための措置が講じられていること。

第六条に次の一項を加える。

7　次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める浮上式鉄道については、適用しない。

一　省令第六十七条（第二号及び第四号に係る部分に限る。）　常電導磁気浮上式鉄道

二　省令第二十三条第三項、第六十七条（第二号及び第四号に係る部分に限る。）、第六十八条第二項（第三号から第五号まで及び第七号に係る部分に限る。）、第六十九条第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第二項並びに第七十二条第二項　超電導磁気浮上式鉄道

附　則

この告示は、平成二十三年十二月一日から施行する。

○国土交通省告示第千二百四十五号

鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成十三年国土交通省令第百五十一号）第九十条第二項の規定に基づき、施設及び車両の定期検査に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年十二月一日

国土交通大臣　前田　武志

施設及び車両の定期検査に関する告示の一部を改正する告示

施設及び車両の定期検査に関する告示（平成十三年国土交通省告示第千七百八十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中「本線」を「普通鉄道の本線」に改める。

別表（第五条関係）機関車、旅客車及び貨物車の欄中「新幹線の電車」を「新幹線（超電導磁気浮上式鉄道を除く。）の電車」に改め、新幹線（超電導磁気浮上式鉄道を除く。）の電車の項の次に次のように加える。

新幹線（超電導磁気浮上式鉄道に限る。）の電車	三十日	一年	二年

附　則

この告示は、平成二十三年十二月一日から施行する。

○国土交通省告示第千二百四十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十二月一日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川等の名称

小家洞

(二)　砂防法第二条の土地の表示

岐阜県多治見市大原町一丁目三九番一四内四等三角点大原町を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱二十五号までを順次結んだ線及び標柱一号から標柱二十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（明治四十三年内務省告示第六十一号で指定した土地の区域を除く。）

基準点から一二一度四一分三八秒　一号

九七四・八五七メートルの地点

標柱一号から一五五度二四分三〇秒　二号

一八・七二七メートルの地点

標柱二号から一六七度〇四分四八秒　三号

二七・〇一四メートルの地点

標柱三号から一四八度〇〇分三五秒　四号

八・五〇〇メートルの地点

標柱四号から一七三度四六分二八秒　五号

一六・一〇一メートルの地点

標柱五号から一七九度四二分三七秒　六号

一九・九八一メートルの地点

標柱六号から一六八度一三分三四秒　七号

一〇・一二五メートルの地点

標柱七号から二三八度〇〇分四四秒　八号

九・〇〇一メートルの地点

標柱八号から一一六度四七分二七秒　九号

一九・二九三メートルの地点

標柱九号から二六七度五四分一三秒　十号

二三・〇七一メートルの地点

標柱十号から一〇一度三二分二〇秒　十一号

一三・七九三メートルの地点

標柱十一号から二四三度四三分二三秒　十二号

一〇・〇四九メートルの地点

標柱十二号から二二三度五八分一三秒　十三号

二〇・六一五メートルの地点

標柱十三号から二五〇度〇八分四六秒　十四号

九・五一三メートルの地点

標柱十四号から二六〇度四八分四九秒　十五号

一一・六〇七メートルの地点

標柱十五号から二三三度〇六分三〇秒　十六号

五・八〇〇メートルの地点

標柱十六号から三二六度一〇分一五秒　十七号

二二・五〇一メートルの地点

標柱十七号から四四度五八分一一秒　十八号

六・六七三メートルの地点

標柱十八号から五五度一九分四五秒　十九号

一〇・七一一メートルの地点

標柱十九号から二九度四四分四四秒　二十号

一〇・五五九メートルの地点

標柱二十号から二〇度一三分五二秒　二十一号

二五・三〇三メートルの地点

標柱二十一号から四五度一九分二七秒　二十二号

二〇・四九九メートルの地点

標柱二十二号から三七度四三分三七秒　二十三号

二四・五二〇メートルの地点

標柱二十三号から三四度二二分三四秒　二十四号

八・七三三メートルの地点

標柱二十四号から五八度〇〇分〇六秒　二十五号

六・九九九メートルの地点